議　案

臨時代理議決
令和５年12月22日

第１号議案

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則の制定について

京都府教育委員会基本規則第 17 条の３第２項の規定により、別紙のとおり報告します。

令和６年１月16日

教育長　前川　明範

改正の理由

一般職の常勤職員の給与改定との均衡を図るため、技能労務職員及び会計年度任用職員の給与等に関し、所要の改正を行うものである。

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月22日

京都府教育委員会

教育長　前　川　　明　範

京都府教育委員会規則第5号

技能労務職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

（技能労務職員の給与等に関する規則の一部改正）

第1条　技能労務職員の給与等に関する規則（平成19年京都府教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

20 × 20

別表第１（第３条関係）

技能労務職給料表

技能労務職員の区分 ＼ 職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員					
1	148,900	202,700	222,700	263,500	289,100
2	150,000	203,700	223,800	264,700	290,900
3	151,000	204,700	224,700	265,700	292,500
4	152,000	205,600	225,600	266,800	294,200
5	153,100	206,300	226,600	267,500	295,800
6	154,200	207,800	227,900	268,500	297,100
7	155,300	209,100	229,100	269,400	298,200
8	156,300	210,200	230,300	270,400	299,400
9	157,300	211,500	231,600	271,000	300,600
10	158,400	212,200	233,200	271,700	302,400
11	159,500	213,000	234,700	272,500	304,100
12	160,600	213,800	235,900	273,300	305,600
13	161,500	214,900	237,000	274,100	306,900
14	162,600	215,800	238,300	274,900	308,400
15	163,800	216,700	239,500	275,700	309,800
16	164,900	217,500	240,400	276,500	311,200
17	166,100	218,400	241,000	277,200	312,700
18	167,500	219,400	241,400	278,300	314,200
19	168,800	220,300	241,800	279,200	315,800
20	170,000	221,200	242,300	280,000	317,400
21	171,100	222,000	242,800	280,900	318,500
22	172,300	222,800	244,100	281,500	319,900
23	173,600	223,600	245,300	282,200	321,200
24	174,800	224,200	246,300	282,900	322,500
25	175,900	224,900	247,400	283,400	323,600
26	177,400	225,400	248,600	284,100	325,000
27	178,900	225,800	249,800	284,900	326,500
28	180,400	226,300	251,000	285,600	327,900
29	181,900	226,900	251,800	286,500	329,400
30	183,300	227,900	252,900	287,400	330,600
31	184,800	228,800	254,200	288,200	331,900
32	186,300	229,400	255,300	289,000	333,100
33	187,700	230,000	256,400	289,700	334,100
34	189,500	231,000	257,300	290,600	335,100
35	191,200	232,000	258,200	291,500	336,200
36	192,900	233,000	259,200	292,400	337,300
37	194,600	233,500	260,200	293,000	338,400
38	195,700	234,600	261,000	293,800	339,400
39	197,100	235,700	261,900	294,700	340,400
40	198,300	236,700	262,800	295,500	341,400
41	199,300	237,400	263,700	296,100	342,300
42	200,700	238,500	264,600	297,100	343,300
43	201,900	239,400	265,500	298,100	344,200
44	203,100	240,200	266,500	299,000	345,100
45	204,600	241,000	267,100	299,700	346,000
46	205,700	241,800	268,000	300,600	347,000
47	206,600	242,500	269,000	301,500	348,000
48	207,700	243,100	270,000	302,400	348,900

20 × 20

49	208, 800	243, 700	271, 000	303, 000	349, 800
50	209, 800	244, 600	271, 800	303, 600	350, 800
51	210, 700	245, 500	272, 600	304, 200	351, 700
52	211, 700	246, 400	273, 300	304, 900	352, 500
53	212, 600	247, 300	273, 900	305, 500	353, 300
54	213, 900	248, 200	274, 700	306, 300	354, 100
55	214, 800	248, 800	275, 500	307, 000	354, 900
56	215, 700	249, 500	276, 300	307, 700	355, 600
57	216, 600	250, 300	276, 900	308, 300	356, 300
58	217, 200	251, 000	277, 800	309, 000	357, 100
59	217, 900	251, 700	278, 800	309, 700	357, 900
60	218, 700	252, 300	279, 700	310, 400	358, 600
61	219, 500	252, 900	280, 600	311, 000	359, 300
62	220, 000	253, 800	281, 600	311, 700	360, 000
63	220, 500	254, 600	282, 400	312, 400	360, 700
64	221, 000	255, 200	283, 300	313, 000	361, 400
65	221, 600	255, 800	284, 100	313, 500	362, 000
66	222, 200	256, 300	284, 900	314, 000	362, 500
67	222, 800	256, 700	285, 700	314, 600	363, 000
68	223, 300	257, 100	286, 500	315, 200	363, 500
69	223, 600	257, 800	287, 100	315, 800	363, 900
70	223, 900	258, 300	287, 900	316, 200	364, 400
71	224, 200	258, 700	288, 700	316, 700	364, 900
72	224, 500	259, 000	289, 400	317, 200	365, 400
73	224, 700	259, 200	290, 100	317, 500	365, 800
74	225, 100	259, 500	290, 800	318, 000	366, 300
75	225, 400	259, 900	291, 500	318, 600	365, 900
76	225, 800	260, 300	292, 300	319, 000	367, 400
77	226, 000	260, 600	292, 800	319, 200	367, 800
78	226, 500	261, 000	293, 300	319, 500	368, 300
79	226, 800	261, 400	293, 700	319, 800	368, 800
80	227, 100	261, 900	294, 200	320, 100	369, 300
81	227, 400	262, 200	294, 600	320, 400	369, 700
82	227, 700	262, 500	295, 000	320, 700	370, 200
83	228, 000	262, 800	295, 500	321, 000	370, 700
84	228, 300	263, 000	296, 000	321, 300	371, 200
85	228, 600	263, 200	296, 300	321, 500	371, 600
86	228, 900	263, 400	296, 800	321, 900	372, 100
87	229, 200	263, 700	297, 400	322, 200	372, 600
88	229, 500	264, 000	297, 900	322, 400	373, 100
89	229, 900	264, 200	298, 200	322, 600	373, 500
90	230, 300	264, 400	298, 700	322, 900	374, 000
91	230, 600	264, 700	299, 200	323, 200	374, 500
92	230, 900	264, 900	299, 500	323, 500	375, 100
93	231, 100	265, 200	299, 900	323, 700	375, 500
94	231, 400	265, 500	300, 400	324, 000	376, 000
95	231, 700	265, 800	300, 900	324, 300	376, 500
96	232, 000	266, 000	301, 400	324, 500	377, 000
97	232, 200	266, 200	301, 700	324, 700	377, 400
98	232, 500	266, 500	302, 200	325, 000	377, 900
99	232, 700	266, 700	302, 700	325, 300	378, 400
100	233, 000	267, 000	303, 200	325, 500	378, 900
101	233, 300	267, 300	303, 600	325, 700	
102	233, 500	267, 500	304, 000	326, 000	
103	233, 800	267, 800	304, 300	326, 400	
104	234, 100	268, 100	304, 600	326, 600	
105	234, 400	268, 300	304, 900	326, 800	

20 × 20

106	234,900	268,500	305,300	327,100
107	235,200	268,800	305,700	327,400
108	235,500	269,000	306,100	327,600
109	235,700	269,300	306,400	327,800
110	236,100	269,600	306,800	328,100
111	236,500	270,000	307,200	328,400
112	236,800	270,200	307,500	328,600
113	237,000	270,400	307,700	328,800
114	237,500	270,700	308,000	329,100
115	238,100	270,900	308,300	329,400
116	238,600	271,100	308,500	329,600
117	238,900	271,400	308,700	329,800
118	239,300	271,700	309,000	330,100
119	239,700	272,000	309,300	330,400
120	240,000	272,300	309,500	330,600
121	240,400	272,500	309,700	330,800
122		272,700	310,000	331,100
123		273,000	310,400	331,400
124		273,300	310,600	331,600
125		273,500	310,800	331,800
126		273,700	311,100	332,100
127		274,000	311,400	332,400
128		274,300	311,600	332,600
129		274,500	311,800	332,800
130		274,700	312,100	333,100
131		275,000	312,400	333,400
132		275,300	312,600	333,600
133		275,500	312,800	333,800
134		275,700		334,100
135		276,000		334,500
136		276,300		334,700
137		276,500		334,900
138				335,200
139				335,500
140				335,700
141				335,900
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円	基準給料月額 円
	197,000	208,300	227,000	248,100	279,200

（技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

第２条　技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年京都府教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

20 × 20

附則第2項中「附則第16項」を「附則第17項」に改め、「（以下「一般職の職員」という。）」を削る。

附則第5項中「切替対象職員」の右に「（技能労務職員の給与等に関する規則（以下「給与規則」という。）第5条に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年京都府条例第27号）附則第8項に規定する暫定再任用職員である技能労務職員を除く。附則第10項から第12項までを除き、以下同じ。）」を加え、「技能労務職員の給与等に関する規則」を「給与規則」に改める。

附則第6項中「一般職の職員」を「給与規則第2条に規定する一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）」に改める。

附則中第17項を第18項とする。

附則第16項中「技能労務職員の給与等に関する規則」を「給与規則」に、「職員の

20 × 20

退職手当に関する条例第5条の2第2項に規定する基礎在職期間（以下この項において「基礎在職期間」という。）」を「基礎在職期間」に改め、附則中同項を第17項とし、第15項を第16項とする。

附則第14項の前の見出しを削り、同項中「施行前給料月額」の右に「（職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）第5条の2第2項に規定する基礎在職期間（以下「基礎在職期間」という。）中にその者が受ける給料月額について一般職の職員の例により給与条例附則第14項の規定の適用を受けた場合には、附則第9項の規定により読み替えて適用される附則第5項の特定施行前給料月額）」を加え、「みなして技能労務職員の給与等に関する規則」を「みなして給与規則」に、「附則第14項」を「附則第15項」に改め、同項を附則第15項とし、同項の前に見出しとして「（退職手当の経過措置）」を付する。

20 × 20

附則中第13項を第14項とする。

附則第12項中「技能労務職員の給与等に関する規則」を「給与規則」に改め、附則中同項を第13項とし、第11項を第12項とし、第10項を第11項とする。

附則第9項の前の見出しを削り、同項を附則第10項とし、同項の前に見出しとして「（号給の経過措置）」を付する。

附則第8項の次に次の1項を加える。

9　切替対象職員がその受ける給料月額について一般職の職員の例により給与条例附則第14項の規定の適用を受ける場合には、附則第5項中「施行前給料月額」とあるのは「特定施行前給料月額」と、附則第6項中「前項の施行前給料月額」とあるのは「附則第9項の規定により読み替えて適用される前項の特定施行前給料月額」と、「給料月額と」とあるのは「給料月額に、100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたとき

20 × 20

はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。）と」と、附則第7項中「前項の規定を適用するとしたならば附則第5項の施行前給料月額」とあるのは「附則第9項の規定により読み替えて適用される前項の規定を適用するとしたならば附則第9項の規定により読み替えて適用される附則第5項の特定施行前給料月額」と、「修正施行前給料月額」という。）が前項の規定により算出した施行前給料月額」とあるのは「修正特定施行前給料月額」という。）が附則第9項の規定により読み替えて適用される前項の規定により算出した特定施行前給料月額」と、「修正施行前給料月額を附則第5項の施行前給料月額」とあるのは「修正特定施行前給料月額を附則第9項の規定により読み替えて適用される附則第5項の特定施行前給料月額」とし、附則第13項の

20 × 20

規定は、適用しない。

（会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の一部改正）

第3条　会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（令和2年京都府教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

2　条例第26条及びこの規則第3条から第5条までの規定による会計年度任用職員の給与（以下「給与」という。）の額の算出に用いられる給料表は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年京都府条例第30号）第1条の規定による改正後の条例に定める給料表とし、令和5年4月1日以後の給与について適用する。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行する。

20 × 20

2　第1条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員規則」という。）の規定並びに次項及び附則第4項の規定は、令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の技能労務職員規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与（第2条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則附則第5項から第7項までの規定による給与を含む。）は、改正後の技能労務職員規則の規定に基づく給与（第2条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則附則第5項から第7項までの規定による給与を含む。）の内払とみなす。

4　第3条の規定による改正後の会計年度任

20 × 20

用職員の給与及び勤務条件に関する規則（以下「改正後の会計年度任用職員規則」という。）の規定を適用する場合においては、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年京都府条例第30号。以下「改正条例」という。）第1条の規定による改正前の職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び第3条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正条例第1条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例及び改正後の会計年度任用職員規則の規定に基づく給与の内払とみなす。

20 × 20

技能労務職員の給与等に関する規則（平成19年京都府教育委員会規則第５号）の一部改正新旧対照表（第１条関係）

現　行

別表第１（第３条関係）

技能労務職給料表

技能労務職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員	1	137,900	189,800	211,100	257,300	284,500
	2	138,900	191,100	212,300	258,500	286,400
	3	139,900	192,500	213,700	259,500	288,100
	4	140,800	193,700	215,000	260,600	289,800
	5	141,800	194,700	216,300	261,500	291,500
	6	142,800	196,200	217,700	262,600	293,000
	7	143,800	197,600	219,200	263,700	294,300
	8	144,800	198,900	220,600	264,600	295,500
	9	145,600	200,300	221,900	265,500	297,000
	10	146,600	201,300	223,500	266,200	298,800
	11	147,700	202,700	225,100	267,100	300,500
	12	148,800	203,700	226,500	268,000	302,400
	13	149,600	204,900	227,700	269,000	303,800
	14	150,600	206,000	229,200	270,100	305,500
	15	151,700	207,100	230,700	271,000	307,100
	16	152,700	208,200	232,000	271,900	308,600
	17	153,800	209,100	232,900	272,800	310,200
	18	155,200	210,300	233,600	273,900	311,800
	19	156,400	211,300	234,500	274,900	313,400
	20	157,700	212,300	235,500	275,700	315,100
	21	158,800	213,200	236,200	276,600	316,100
	22	160,000	214,300	237,700	277,500	317,500
	23	161,200	215,400	239,000	278,500	319,000
	24	162,400	216,400	240,000	279,400	320,500
	25	163,600	217,300	241,300	280,000	321,600
	26	165,100	218,200	242,500	280,800	323,100
	27	166,600	218,900	243,800	281,700	324,500
	28	168,100	219,800	245,100	282,600	325,900
	29	169,500	220,700	245,900	283,500	327,600
	30	170,900	221,900	247,100	284,600	328,800
	31	172,500	222,900	248,300	285,600	330,100
	32	174,000	223,700	249,400	286,700	331,300

改　正　案

別表第１（第３条関係）

技能労務職給料表

技能労務職員の区分	職務の級	1　級	2　級	3　級	4　級	5　級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
定年前再任用短時間勤務職員以外の技能労務職員	1	148,900	202,700	222,700	263,500	289,100
	2	150,000	203,700	223,800	264,700	290,900
	3	151,000	204,700	224,700	265,700	292,500
	4	152,000	205,600	225,600	266,800	294,200
	5	153,100	206,300	226,600	267,500	295,800
	6	154,200	207,800	227,900	268,500	297,100
	7	155,300	209,100	229,100	269,400	298,200
	8	156,300	210,200	230,300	270,400	299,400
	9	157,300	211,500	231,600	271,000	300,600
	10	158,400	212,200	233,200	271,700	302,400
	11	159,500	213,000	234,700	272,500	304,100
	12	160,600	213,800	235,900	273,300	305,600
	13	161,500	214,900	237,000	274,100	306,900
	14	162,600	215,800	238,300	274,900	308,400
	15	163,800	216,700	239,500	275,700	309,800
	16	164,900	217,500	240,400	276,500	311,200
	17	166,100	218,400	241,000	277,200	312,700
	18	167,500	219,400	241,400	278,300	314,200
	19	168,800	220,300	241,800	279,200	315,800
	20	170,000	221,200	242,300	280,000	317,400
	21	171,100	222,000	242,800	280,900	318,500
	22	172,300	222,800	244,100	281,500	319,900
	23	173,600	223,600	245,300	282,200	321,200
	24	174,800	224,200	246,300	282,900	322,500
	25	175,900	224,900	247,400	283,400	323,600
	26	177,400	225,400	248,600	284,100	325,000
	27	178,900	225,800	249,800	284,900	326,500
	28	180,400	226,300	251,000	285,600	327,900
	29	181,900	226,900	251,800	286,500	329,400
	30	183,300	227,900	252,900	287,400	330,600
	31	184,800	228,800	254,200	288,200	331,900
	32	186,300	229,400	255,300	289,000	333,100

備　考

R5.4.1
遡及適用

給料表の引上げ

| | | |

79	221,900	259,900	292,300	318,800	367,800
80	222,300	260,400	292,700	319,100	368,300
81	222,800	260,700	293,100	319,400	368,700
82	223,100	261,000	293,500	319,700	369,200
83	223,400	261,300	294,100	320,000	369,700
84	223,800	261,600	294,600	320,300	370,200
85	224,300	261,900	295,000	320,500	370,600
86	224,700	262,100	295,600	320,900	371,100
87	225,100	262,400	296,200	321,200	371,600
88	225,800	262,700	296,800	321,400	372,100
89	226,200	262,900	297,100	321,600	372,500
90	226,700	263,100	297,600	321,900	373,000
91	227,200	263,500	298,100	322,200	373,500
92	227,600	263,700	298,500	322,500	374,000
93	227,900	264,000	298,900	322,700	374,400
94	228,300	264,400	299,400	323,000	375,000
95	228,700	264,700	299,900	323,300	375,500
96	229,000	265,000	300,400	323,500	376,000
97	229,300	265,200	300,700	323,700	376,400
98	229,800	265,500	301,100	324,000	376,900
99	230,200	265,700	301,600	324,300	377,400
100	230,600	266,000	302,200	324,500	377,900
101	231,000	266,300	302,600	324,700	
102	231,400	266,600	303,000	325,000	
103	231,800	266,800	303,300	325,300	
104	232,200	267,100	303,600	325,500	
105	232,600	267,300	303,900	325,700	
106	233,100	267,500	304,300	326,000	
107	233,400	267,800	304,700	326,400	
108	233,800	268,000	305,100	326,600	
109	234,000	268,300	305,400	326,800	
110	234,400	268,600	305,800	327,100	
111	234,900	268,900	306,200	327,400	
112	235,300	269,100	306,500	327,600	
113	235,500	269,300	306,700	327,800	
114	236,000	269,600	307,000	328,100	
115	236,500	269,800	307,300	328,400	
116	237,000	270,100	307,500	328,600	
117	237,300	270,400	307,700	328,800	
118	237,800	270,700	308,000	329,100	
119	238,200	271,000	308,300	329,400	
120	238,600	271,300	308,500	329,600	
121	239,000	271,500	308,700	329,800	
122		271,700	309,000	330,100	
123		272,000	309,300	330,400	
124		272,300	309,500	330,600	

79	226,800	261,400	293,700	319,800	368,800
80	227,100	261,900	294,200	320,100	369,300
81	227,400	262,200	294,600	320,400	369,700
82	227,700	262,500	295,000	320,700	370,200
83	228,000	262,800	295,500	321,000	370,700
84	228,300	263,000	296,000	321,300	371,200
85	228,600	263,200	296,300	321,500	371,600
86	228,900	263,400	296,800	321,900	372,100
87	229,200	263,700	297,400	322,200	372,600
88	229,500	264,000	297,900	322,400	373,100
89	229,900	264,200	298,200	322,600	373,500
90	230,300	264,400	298,700	322,900	374,000
91	230,600	264,700	299,200	323,200	374,500
92	230,900	264,900	299,500	323,500	375,100
93	231,100	265,200	299,900	323,700	375,500
94	231,400	265,500	300,400	324,000	376,000
95	231,700	265,800	300,900	324,300	376,500
96	232,000	266,000	301,400	324,500	377,000
97	232,200	266,200	301,700	324,700	377,400
98	232,500	266,500	302,200	325,000	377,900
99	232,700	266,700	302,700	325,300	378,400
100	233,000	267,000	303,200	325,500	378,900
101	233,300	267,300	303,600	325,700	
102	233,500	267,500	304,000	326,000	
103	233,800	267,800	304,300	326,400	
104	234,100	268,100	304,600	326,600	
105	234,400	268,300	304,900	326,800	
106	234,900	268,500	305,300	327,100	
107	235,200	268,800	305,700	327,400	
108	235,500	269,000	306,100	327,600	
109	235,700	269,300	306,400	327,800	
110	236,100	269,600	306,800	328,100	
111	236,500	270,000	307,200	328,400	
112	236,800	270,200	307,500	328,600	
113	237,000	270,400	307,700	328,800	
114	237,500	270,700	308,000	329,100	
115	238,100	270,900	308,300	329,400	
116	238,600	271,100	308,500	329,600	
117	238,900	271,400	308,700	329,800	
118	239,300	271,700	309,000	330,100	
119	239,700	272,000	309,300	330,400	
120	240,000	272,300	309,500	330,600	
121	240,400	272,500	309,700	330,800	
122		272,700	310,000	331,100	
123		273,000	310,400	331,400	
124		273,300	310,600	331,600	

	125		272,500	309,700	330,800	
	126		272,700	310,000	331,100	
	127		273,000	310,400	331,400	
	128		273,300	310,600	331,600	
	129		273,500	310,800	331,800	
	130		273,700	311,100	332,100	
	131		274,000	311,400	332,400	
	132		274,300	311,600	332,600	
	133		274,500	311,800	332,800	
	134		274,700		333,100	
	135		275,000		333,400	
	136		275,300		333,600	
	137		275,500		333,800	
	138				334,100	
	139				334,500	
	140				334,700	
	141				334,900	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 196,000	基準給料月額 円 207,300	基準給料月額 円 226,000	基準給料月額 円 247,100	基準給料月額 円 278,200

	125		273,500	310,800	331,800	
	126		273,700	311,100	332,100	
	127		274,000	311,400	332,400	
	128		274,300	311,600	332,600	
	129		274,500	311,800	332,800	
	130		274,700	312,100	333,100	
	131		275,000	312,400	333,400	
	132		275,300	312,600	333,600	
	133		275,500	312,800	333,800	
	134		275,700		334,100	
	135		276,000		334,500	
	136		276,300		334,700	
	137		276,500		334,900	
	138				335,200	
	139				335,500	
	140				335,700	
	141				335,900	
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 197,000	基準給料月額 円 208,300	基準給料月額 円 227,000	基準給料月額 円 248,100	基準給料月額 円 279,200

1-16

技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年京都府教育委員会規則第7号）の一部改正新旧対照表（第２条関係）

附　則 （旧給料表等の適用） 2　次項から附則第 16 項までの規定の適用については、この規則による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則附則第２項の規定により算出されたこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日における技能労務職員が受けるべき給料月額及び同日における当該技能労務職員の職務の内容に基づき、同日において当該技能労務職員がこの規則による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「新規則」という。）第２条に規定する一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）であったとしたならば当該技能労務職員が適用を受けることとなった職員の給与等に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 28 号。以下「給与条例」という。）第４条第１項に定める給料表を同日において当該技能労務職員が適用を受けていた給料表とみなし、同日において当該技能労務職員が当該みなされた給料表（以下「旧給料表」という。）の適用を受けていたとしたならば当該技能労務職員が属することとなった旧給料表の職務の級を同日において当該技能労務職員が属していた旧給料表の職務の級と、当該技能労務職員が受けることとなった旧給料表の職務の級の号給を同日において当該技能労務職員が受ける旧給料表の職務の級の号給とそれぞれみなす。 （職務の級の切替え） 3　施行日前から引き続き在職する技能労務職員（新規則第５条に規定する再任用職員を除く。以下「切替対象職員」という。）が施	附　則 （旧給料表等の適用） 2　次項から附則第 17 項までの規定の適用については、この規則による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則附則第２項の規定により算出されたこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日における技能労務職員が受けるべき給料月額及び同日における当該技能労務職員の職務の内容に基づき、同日において当該技能労務職員がこの規則による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「新規則」という。）第２条に規定する一般職の職員＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿であったとしたならば当該技能労務職員が適用を受けることとなった職員の給与等に関する条例（昭和 31 年京都府条例第 28 号。以下「給与条例」という。）第４条第１項に定める給料表を同日において当該技能労務職員が適用を受けていた給料表とみなし、同日において当該技能労務職員が当該みなされた給料表（以下「旧給料表」という。）の適用を受けていたとしたならば当該技能労務職員が属することとなった旧給料表の職務の級を同日において当該技能労務職員が属していた旧給料表の職務の級と、当該技能労務職員が受けることとなった旧給料表の職務の級の号給を同日において当該技能労務職員が受ける旧給料表の職務の級の号給とそれぞれみなす。 （職務の級の切替え） 3　施行日前から引き続き在職する技能労務職員（新規則第５条に規定する再任用職員を除く。以下「切替対象職員」という。）が施	■給料表の切替を行うため、技能労務職員に適用されていることとなる給料表、職務の級及び号給をみなし規定 ・附則６項に移管（附則６～８項で適用する「一般職の職員」は、（H26改正後の規則による定義ではなく、）現行規則の第２条で定義した「給与条例附則14項の規定を含む給料月額算出規定が適用される一般職の職員」とする必要がある。 ■旧給料表から現行給料表への職務の級の

1-17

行日の前日において属していたとみなされた旧給料表の職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１の旧級の欄に掲げられている職務の級であった切替対象職員の施行日における新規則第３条第１項に規定する給料表（以下「新給料表」という。）の職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に定める職務の級とする。	行日の前日において属していたとみなされた旧給料表の職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第１の旧級の欄に掲げられている職務の級であった切替対象職員の施行日における新規則第３条第１項に規定する給料表（以下「新給料表」という。）の職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に定める職務の級とする。	切替え方法を規定
（号給の切替え） 4　切替対象職員の施行日における号給は、新規則の規定にかかわらず、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていたとみなされた旧給料表の号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第２に定める号給とする。	（号給の切替え） 4　切替対象職員の施行日における号給は、新規則の規定にかかわらず、旧級及び施行日の前日においてその者が受けていたとみなされた旧給料表の号給（以下「旧号給」という。）に対応する附則別表第２に定める号給とする。	■旧給料表から現行給料表への職務の号給の切替え方法を規定
（給料の切替えに伴う経過措置） 5　切替対象職員＿＿＿

き給料月額とする。 7　一般職の職員の例により切替対象職員に給与条例第8条第1項本文の規定により給料を支給すべき日の属する月の初日に施行されている給与条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表（以下この項において「給与支給時行政職給料表」という。）を旧給料表と、給与支給時行政職給料表の職務の級を旧級と、給与支給時行政職給料表の号給を旧号給とそれぞれみなして前項の規定を適用するとしたならば附則第5項の施行前給料月額として算出されることとなる額（以下この項において「修正施行前給料月額」という。）が前項の規定により算出した施行前給料月額と異なるときは、同項の規定にかかわらず、当該修正施行前給料月額を附則第5項の施行前給料月額とする。 8　附則第5項の規定による給料を支給される技能労務職員に関する前項の規定の適用については、平成30年3月31日までの間に限り、同項中「切替対象職員に給与条例第8条第1項本文の規定により給料を支給すべき日の属する月の初日」とあるのは「平成28年3月31日」と、「給与支給時行政職給料表」とあるのは「28年切替前行政職給料表」とする。 （新設）	き給料月額とする。 7　一般職の職員の例により切替対象職員に給与条例第8条第1項本文の規定により給料を支給すべき日の属する月の初日に施行されている給与条例第4条第1項第1号に規定する行政職給料表（以下この項において「給与支給時行政職給料表」という。）を旧給料表と、給与支給時行政職給料表の職務の級を旧級と、給与支給時行政職給料表の号給を旧号給とそれぞれみなして前項の規定を適用するとしたならば附則第5項の施行前給料月額として算出されることとなる額（以下この項において「修正施行前給料月額」という。）が前項の規定により算出した施行前給料月額と異なるときは、同項の規定にかかわらず、当該修正施行前給料月額を附則第5項の施行前給料月額とする。 8　附則第5項の規定による給料を支給される技能労務職員に関する前項の規定の適用については、平成30年3月31日までの間に限り、同項中「切替対象職員に給与条例第8条第1項本文の規定により給料を支給すべき日の属する月の初日」とあるのは「平成28年3月31日」と、「給与支給時行政職給料表」とあるのは「28年切替前行政職給料表」とする。 9　切替対象職員がその受ける給料月額について一般職の職員の例により給与条例附則第14項の規定の適用を受ける場合には、附則第5項中「施行前給料月額」とあるのは「特定施行前給料月額」と、附則第6項中「前項の施行前給料月額」とあるのは「附則第9項の規定により読み替えて適用される前項の特定施行前給料月額」と、「給料月額と」とあるのは「給料月額に、100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときは	■切替日以後の行政職給料表の給与改定に伴って各々の職員に適用される経過措置額も変動する取扱いを規定 ■㉘見直しによるH30年3月31日までの現給保障を規定（既に適用対象はないが、改正後の附則第13項の規定上、必要になるため存置） ■定年後の経過措置適用の場合における7割措置について読み替え規定により規定・読替適用の対象となる者（7割措置に

1-19

	これを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。）と」と、附則第７項中「前項の規定を適用するとしたならば附則第５項の施行前給料月額」とあるのは「附則第９項の規定により読み替えて適用される前項の規定を適用するとしたならば附則第９項の規定により読み替えて適用される附則第５項の特定施行前給料月額」と、「修正施行前給料月額」という。）が前項の規定により算出した施行前給料月額」とあるのは「修正特定施行前給料月額」という。）が附則第９項の規定により読み替えて適用される前項の規定により算出した特定施行前給料月額」と、「修正施行前給料月額を附則第５項の施行前給料月額」とあるのは「修正特定施行前給料月額を附則第９項の規定により読み替えて適用される附則第５項の特定施行前給料月額」とし、附則第 13 項の規定は、適用しない。	よる減額を受けるべき者）が、H29.3.31の現給保障規定の適用を受ける条件を満たす場合、７割措置による減額がされないことを防ぐために現給保障規定の適用を除外。
（号給の経過措置） 9　その職務の級が４級である切替対象職員に対する新給料表の適用については、平成 29 年３月 31 日までの間に限り、新給料表の再任用職員以外の職員の欄の職務の級の４級に 142 号給から 156 号給までの号給があるものとし、それぞれの号給とその１号給下位の号給との差額が、それぞれの号給の１号給下位の号給とその１号給下位の号給との差額と同じ額となるようにそれぞれ	（号給の経過措置） 10　（略）	【改正後の10～12項】 ・削除すると経過措置制度の全体理解を困難とするので、削除せず、項をずらして存置。 ■H28年度までの経過措置として適用する号給を規定

の号給の給料月額が定められたものとする。 10　前項の規定の適用を受ける切替対象職員でその号給が 142 号給から 156 号給までのもの（次項において「経過措置対象職員」という。）に対する新規則第４条第３項の規定の適用については、同項中「号給に対応する別表第４の昇格後の号給の欄に定める号給」とあるのは、「号給が 142 号給である場合は 47 号給とし、143 号給から 147 号給までである場合は 48 号給とし、148 号給から 152 号給までである場合は 49 号給とし、153 号給から 156 号給までである場合は 50 号給」とする。	11　（略）	■附則第８項の経過措置号給在職者の昇格後の号給を規定
11　平成 29 年３月 31 日において経過措置対象職員である切替対象職員で同年４月１日におけるその職務の級が４級であるものの同日における号給は、141 号給とする。	12　（略）	■附則第８項の経過措置号給在職者の経過措置終了後の号給を規定
12　前項の規定の適用を受ける切替対象職員のうち、その者の受ける給料月額が、平成 29 年３月 31 日において新規則及び附則第５項から第８項までの規定により算出した技能労務職員が受けるべき給料月額に達しないこととなる技能労務職員には、技能労務職員の給与等に関する規則及び附則第５項から第８項までの規定にかかわらず、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。	13　前項の規定の適用を受ける切替対象職員のうち、その者の受ける給料月額が、平成 29 年３月 31 日において新規則及び附則第５項から第８項までの規定により算出した技能労務職員が受けるべき給料月額に達しないこととなる技能労務職員には、給与規則　　及び附則第５項から第８項までの規定にかかわらず、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。	■附則第12項が適用される者の給料月額の経過措置について規定（附則第12項による保証（㉙保障）適用者はいない） ・附則第９項の適用除外規定を参照

（再任用職員の給料月額に関する経過措置） 13　施行日の前日において旧給料表の適用を受けていた新規則第５条に規定する再任用職員の給料月額は、施行日から平成 31 年３月 31 日までの間においては、新規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。 （退職手当の経過措置） 14　切替対象職員が退職した場合において、附則第５項の施行前給料月額＿＿＿

用については、同条中「次条から第５条の３まで及び第６条から第６条の３まで」とあるのは、「技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年京都府教育委員会規則第７号）附則第14項」とする。	用については、同条中「次条から第５条の３まで及び第６条から第６条の３まで」とあるのは、「技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年京都府教育委員会規則第７号）附則第15項」とする。	職手当の基本額を計算した額より多い時は、【B】を退職日の給料月額として退職手当の基本額を計算した額を採用する。
15　前項の規定を適用する場合における附則第７項の規定の適用については、同項中「一般職の職員の例により切替対象職員に給与条例第８条第１項本文の規定により給料を支給すべき日の属する月の初日」とあるのは「切替対象職員が退職する日」と、「給与支給時行政職給料表」とあるのは「退職時行政職給料表」とする。 16　技能労務職員の給与等に関する規則第７条第２項の規定は、退職した切替対象職員の施行日以後の職員の退職手当に関する条例第５条の２第２項に規定する基礎在職期間（以下この項において「基礎在職期間」という。）に係る調整額を算出する場合について適用し、その者の施行日前の基礎在職期間に係る調整額を算出する場合については、なお従前の例による。 （その他） 17　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な経過措置は、教育長が別に定める。	16　前項の規定を適用する場合における附則第７項の規定の適用については、同項中「一般職の職員の例により切替対象職員に給与条例第８条第１項本文の規定により給料を支給すべき日の属する月の初日」とあるのは「切替対象職員が退職する日」と、「給与支給時行政職給料表」とあるのは「退職時行政職給料表」とする。 17　給与規則　　第７条第２項の規定は、退職した切替対象職員の施行日以後の基礎在職期間　　に係る調整額を算出する場合について適用し、その者の施行日前の基礎在職期間に係る調整額を算出する場合については、なお従前の例による。 （その他） 18　（略）	■切替日以後の行政職給料表の給与改定に伴って退職手当の基礎となる経過措置額も変動する取扱いを規定 ■退職手当の調整額に係る経過措置（旧給料表の適用を受けていた職員の施行日以前と以後の調整額の区分を規定）を規定

会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（令和２年京都府教育委員会規則第７号）新旧対照表（第３条関係）

現　　行	改　正　案	備　　考
附　則 １　この規則は、令和２年４月１日から施行する。 ２　令和４年４月１日から令和５年３月31日までの間、第３条から第５条までに規定する号給（以下「号給」という。）の額は、これらの規定にかかわらず、令和４年４月１日においてこれらの規定により定められていた号給の額によるものとする。	附　則 １　この規則は、令和２年４月１日から施行する。 ２　条例第26条及びこの規則第３条から第５条までの規定による会計年度任用職員の給与（以下「給与」という。）の額の算出に用いられる給料表は、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和５年京都府条例第30号）第１条の規定による改正後の条例に定める給料表とし、令和５年４月１日以後の給与について適用する。	会計年度任用職員の報酬の基礎となる給料表については、改定後の給料表をR5.4.1で遡及適用する。

改　正　附　則　案

附　則

（施行期日等）

１　この規則は、公布の日から施行する。

2　第１条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則（以下「改正後の技能労務職員規則」という。）の規定並びに次項及び附則第４項の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（給与の内払）

3　改正後の技能労務職員規則の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の規定に基づいて支給された給与（第２条の規定による改正前の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則附則第５項から第７項までの規定による給与を含む。）は、改正後の技能労務職員規則の規定に基づく給与（第２条の規定による改正後の技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則附則第５項から第７項までの規定による給与を含む。）の内払とみなす。

4　第３条の規定による改正後の会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則（以下「改正後の会計年度任用職員規則」という。）の規定を適用する場合においては、職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（令和５年京都府条例第30号。以下「改正条例」という。）第１条の規定による改正前の職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）及び第３条の規定による改正前の会計年度任用職員の給与及び勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正条例第１条の規定による改正後の職員の給与等に関する条例及び改正後の会計年度任用職員規則の規定に基づく給与の内払とみなす。

附則第９項の規定による附則第５項、第６項及び第７項の規定の読替表		
読替前	読替後	備考
（給料の切替えに伴う経過措置） 5　切替対象職員（技能労務職員の給与等に関する規則（以下「給与規則」という。）第５条に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和４年京都府条例第27号）附則第８項に規定する暫定再任用職員を除く。附則第10項から第12項までを除き、以下同じ。）でその者の受ける給料月額が施行前給料月額　に達しないこととなるものには、給与規則の規定にかかわらず、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 6　前項の施行前給料月額　は、給与規則第２条に規定する一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例により旧給料表を適用して算出した、施行日の前日において切替対象職員が受けるべき給料月額と　する。	（給料の切替えに伴う経過措置） 5　切替対象職員（技能労務職員の給与等に関する規則（以下「給与規則」という。）第５条に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和４年京都府条例第27号）附則第８項に規定する暫定再任用職員を除く。附則第10項から第12項までを除き、以下同じ。）でその者の受ける給料月額が特定施行前給料月額に達しないこととなるものには、給与規則の規定にかかわらず、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。 6　附則第９項の規定により読み替えて適用される前項の特定施行前給料月額は、給与規則第２条に規定する一般職の職員（以下「一般職の職員」という。）の例により旧給料表を適用して算出した、施行日の前日において切替対象職員が受けるべき給料月額に、100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを切り上げるものとする。）とする。	■給料表切替前の７割措置の給料月額の保障規定（切替対象職員に定年前再任用短時間勤務職員と暫定再任用（常勤及び短時間）を除くことを明記

1-26

7　一般職の職員の例により切替対象職員に給与条例第８条第１項本文の規定により給料を支給すべき日の属する月の初日に施行されている給与条例第４条第１項第１号に規定する行政職給料表（以下この項において「給与支給時行政職給料表」という。）を旧給料表と、給与支給時行政職給料表の職務の級を旧級と、給与支給時行政職給料表の号給を旧号給とそれぞれみなして前項の規定を適用するとしたならば附則第５項の施行前給料月額として算出されることとなる額（以下この項において「修正施行前給料月額」という。）が前項の規定により算出した施行前給料月額と異なるときは、同項の規定にかかわらず、当該修正施行前給料月額を附則第５項の施行前給料月額とする。	7　一般職の職員の例により切替対象職員に給与条例第８条第１項本文の規定により給料を支給すべき日の属する月の初日に施行されている給与条例第４条第１項第１号に規定する行政職給料表（以下この項において「給与支給時行政職給料表」という。）を旧給料表と、給与支給時行政職給料表の職務の級を旧級と、給与支給時行政職給料表の号給を旧号給とそれぞれみなして附則第９項の規定により読み替えて適用される前項の規定を適用するとしたならば附則第９項の規定により読み替えて適用される附則第５項の特定施行前給料月額として算出されることとなる額（以下この項において「修正特定施行前給料月額」という。）が附則第９項の規定により読み替えて適用される前項の規定により算出した特定施行前給料月額と異なるときは、同項の規定にかかわらず、当該修正特定施行前給料月額を附則第９項の規定により読み替えて適用される附則第５項の特定施行前給料月額とする。	■現在の行政職給料表における切替前の級号給の７割措置給料月額【b】と㉖切替前の行政職給料表の級号給の７割措置給料月額【a】とが異なる場合は、現在の行政職給料表における切替前の級号給の給料月額【b】を保障する

附則第15項の規定による職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）第２条の４の規定の読替表	
読替前	読替後
（一般の退職手当） 第２条の４　退職した者に対する退職手当の額は、次条から第５条の３まで及び第６条から第６条の３までの規定により計算した退職手当の基本額に、第６条の４の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。	（一般の退職手当） 第２条の４　退職した者に対する退職手当の額は、技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（平成26年京都府教育委員会規則第７号）附則第15項の規定により計算した退職手当の基本額に、第６条の４の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。